

3 参加申込み・組合せ抽選会業務

県、会場地市町村及び県競技団体は、日本スポーツ協会及び中央競技団体と協議の上、「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」の定めにより、参加申込書の受付を行うとともに、正式競技及び特別競技の競技別組合せ抽選会の運営に協力する。

1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
受付業務（参加申込・組合せ抽選会）に係る説明会	<p>県は、会場地市町村及び県競技団体に対し、日本スポーツ協会と協議し決定した事項や受付業務（参加申込・組合せ抽選会）に係る概要説明。</p> <p>【説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加申込書の受理について ・記載内容の点検と連絡調整について ・最終人員の確認について ・交代（変更）届の受理方法及び県への報告について ・組合せ抽選会について 等 		◎		
アカウント・パスワードの調査・発行及び稼働テスト	<p>県は、会場地市町村に対し業務担当者、アドレス、作業場所等の調査を行い、日本スポーツ協会にアカウント・パスワード（「国民体育大会参加申込システム」にアクセスする際に必要）を申請する。</p> <p>県及び会場地市町村は令和4（2022）年5月に日本スポーツ協会からアカウント・パスワードの発行を受け、その後、一定期間内に稼働テストを行う。</p>		◎	○	
参加申込受付業務マニュアルの作成	<p>県は参加申込受付業務マニュアルを作成し、会場地市町村及び県競技団体に、参加申込受付業務の説明を行う。</p>		◎		
参加申込書の受付	<p>中央競技団体・県・会場地市町村は、各都道府県体育・スポーツ協会が日本スポーツ協会所管の「国民体育大会参加申込システム」により入力した参加申込データファイルをダウンロードし、申込内容の整合性、記入等の点検・確認作業を行い、参加者を確定させる。</p>	○	◎	○	

○組合せ抽選会

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
組合せ抽選会に係る説明	<p>県は、会場地市町村及び県競技団体に対し、組合せ抽選会に係る説明</p>		◎		
組合せ抽選会開催	<p>組合せ抽選会は、中央競技団体が主管する。県競技団体は、組合せ抽選会に出席し、運営の協力をする。</p> <p>組合せ抽選会終了後、中央競技団体は、速やかに県及び会場地市町村に抽選結果を引き渡し、県は総合プログラムを、会場地市町村は競技別プログラムを作成する。</p>	◎	○	○	○

2 業務推進上の留意点

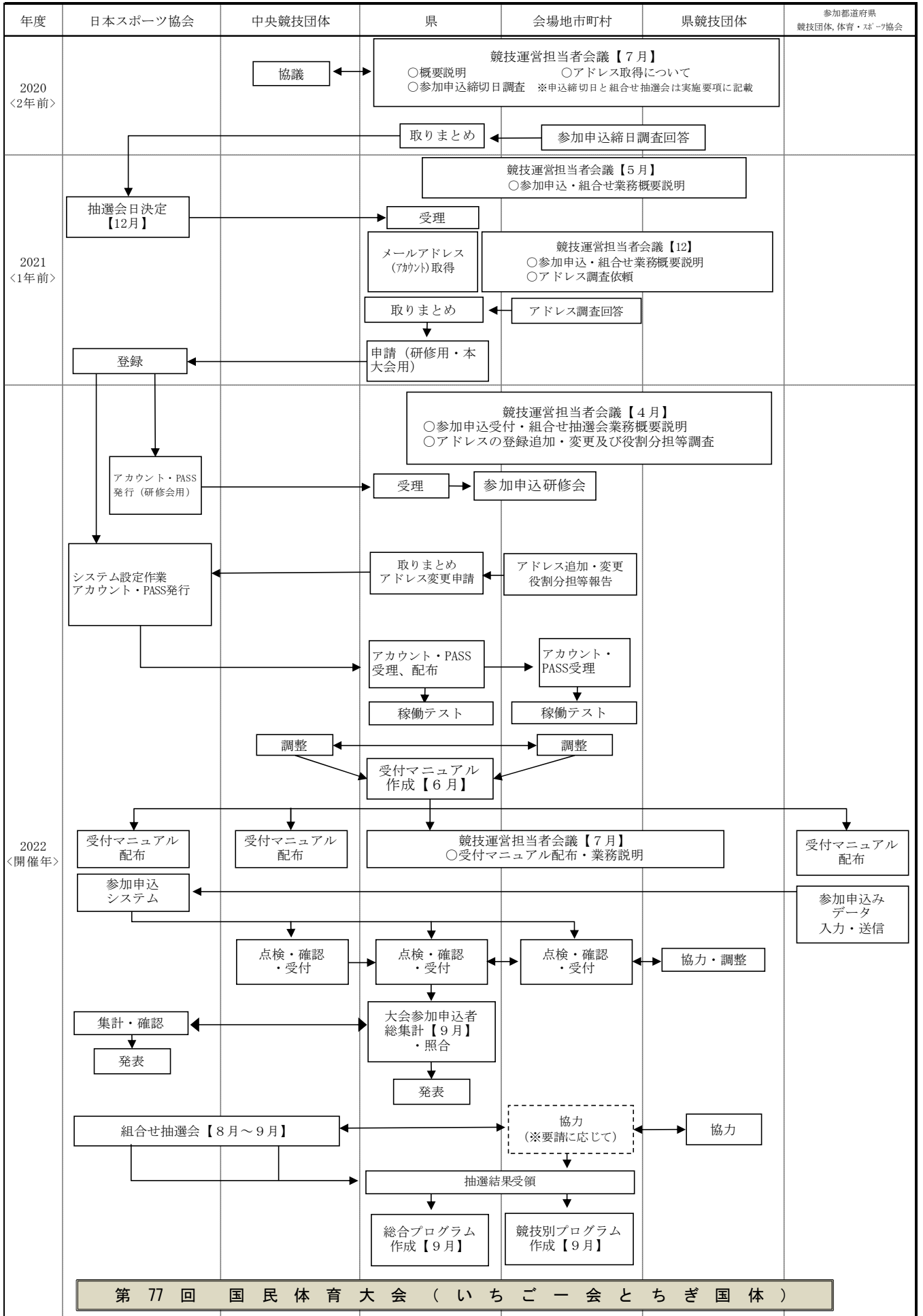
- (1) 参加申込に関する内容については、「国民体育大会開催基準要項第27項（参加申込み）」を参照すること。
- (2) 具体的な受付処理手順については、日本スポーツ協会及び中央競技団体と協議の上、別途定めるものとする。

<参考>

国民体育大会開催基準要項（令和元年12月12日第55次改定）※抜粋

<p>27 参加申込み</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会に等において選抜された者を大会会長宛に申し込むものとする。 (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。 (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。 (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。 (5) 公開個協議については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続により行う。 (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。 (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。
--

いちご一会とちぎ国体 参加申込・組合せ抽選会業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。